

携帯品・別送品 申告書の記入例

※「携帯品・別送品申告書」は、ターミナル内の荷物検査時、税関職員へ提出します。

※記入を済ませ、下船当日お手元にご準備下さい。

下記の例を参考に申告書にご記入下さい。

(A面/表)

①お一人様1部ずつ記入するため記入不要

②別送品の有無に✓を記入

海外(寄港地)から郵送した荷物がある方のみ、
はい□に✓を記入 ※宅配便は含まれません

③ご署名ください。

(B面/裏面)

申告すべき携帯品を記入

(内容、数量、値段を円換算で)

※本来は免税範囲外の数量を記入しますが、
税関の指示により、お酒をお持ちの方は、
持込む全ての種類と量(ml)を、たばこも同様に
お持ちの全ての数量をご記入下さい。
「その他の品名」の欄を使用いただいても
構いません。

記入例:

その他の品名	数量	価格
ワイン	4	750ml × 4
ラム酒	1	700ml × 1
ピスコ	1	500ml × 1

免税範囲

※詳しくは「携帯品・別送品申告書」裏面を
ご覧ください。

※未成年の方は「酒類」「たばこ」は免税には
なりません。

(一人当たり)

品 名	数量又は価格など
香 煙	3本(760ml/本)
紙巻たばこのみの場合	200本
葉巻たばこのみの場合	50本
たばこ	個包装等 10個 ※1箱あたりの数量 は紙巻たばこ20本 に相当する量
加熱式たばこのみの場合	
その他の場合	250g
香水(オート・トフレを除く)	2オンス (1オンスは約28ml)



(A面)

日本国税関

税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)	「出発地」～「パスポート番号」の項目を ご記入ください。
入 国 日	
氏 名	出発地: クルーズ最初の乗船地 例) 横浜/神戸/深圳/シンガポール
現 住 所 (日本での 滞 在 先)	入国日: 下船日の日付 ・横浜下船 07 ・神戸下船 08
職 業	
生年月日	
パスポート番号 旅券番号	

① 同伴家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する□に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか?	はい	いいえ
①	☐	☐
②	☐	☐
③	☐	☐
④	☐	☐
⑤	☐	☐
⑥	☐	☐
全ての質問について 該当する該当する□に✓を記入		
* 入国時		
2. 10歳未満の子供を連れて入国しますか?	はい	いいえ
は1人	☐	☐
* 携帯輸出・		

輸入申告書」を提出してください。

② 3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に
送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

☐ はい () 個 ☐ いいえ

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に
記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受け
てください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。) 確認を
受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かっ
てきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に
基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告
漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されるこ
とがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名 ③

携帯品・別送品 申告書のご案内

携帯品・別送品 申告書

日本帰国に際し、税関へ携帯品・別送品申告書の提出が必要となります。これは、申告品の有無に関わらず、すべてのお客様に記入が義務付けられております。裏面の記入例を参考に、漏れなくご記入ください。

ご記入いただいた申告書は、ターミナル内での荷物検査の際に税関係員にご自身で提出していただきます。また、申告すべき品物をお持ちのお客様は、荷物検査の際に対象物の提示を求められます。検査の際、速やかに取り出せるよう荷造りをしておいてください。

ご不明な点がありましたら、レセプションまでお尋ねください。

●別送品申告があるお客様

別送品とは…寄港地(海外)からご自身宛て、もしくは日本のご自宅宛てに郵送しているお荷物のこと。
また、ご本人が帰国(入国)の際に携帯せず、別便で送られたお荷物のこと。

※ショップにて『世界のおみやげ ご自宅宅配のご案内』冊子よりご注文いただきました商品につきましては、申告の必要はございません。

※下船後に、宅配サービスを利用し、配送する荷物は別送品ではございません。

別送品として荷物を日本に送られた方は、申告書を2枚記入する必要があります。

追加で申告書が必要な方は、レセプションにてお受け取り下さい。2枚のうち1枚は、当日の手続き時に、税関係員よりスタンプをもらい、係員の指示に従い、ご自身で保管しておいてください。

●日本への持ち込み禁止

- ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤などの不正薬物及びあへん吸煙具
- ・けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品
- ・爆発物、火薬類、化学兵器
- ・病原体
- ・貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品、偽ブランド品、海賊版などの物品
- ・公安又は風俗を害すべき書籍、児童ポルノ、育成者権を侵害する物品など

●日本への持ち込み規制対象品

ワシントン条約(※)に基づき、動植物の多くが輸出入の規制の対象となっております。生きている動植物だけでなく、工芸品や漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となりますので、ご注意ください。

※ワシントン条約とは

生存を脅かされている又は絶滅してしまうおそれのある野生動植物の種を、過度な国際取引から保護することを目的として生まれた国際条約です(1975年発効・日本1980年批准)。

ワシントン条約では、絶滅のおそれのある動植物をそれぞれの保護の必要性に応じて規制を行っています。この条約に違反すると関税法などで処罰されたり、没収や罰金の支払いを通告されることがあります。

裏面: 申告書の記入例あり

最終精算(帰国後)のご案内

この度はピースボートクルーズにご乗船いただき誠にありがとうございます。

本旅行の最終精算についてご案内いたします。7月31日以降、最終日の下船までにご利用になった有料サービス、および下船後にターミナルにてご利用になる宅配便料金は最終精算の対象となり、最終の請求明細書(BILL)、オンボードクレジット明細書は下船後に郵送でのお届けとなります。そのため、ご旅行出発前の住所と異なる送付先をご希望の場合には、下記「送付先住所変更届出書」をご帰国後弊社営業所または本船レセプションへご提出ください。

最終精算後にオンボードクレジット残高が残っているお客様には、請求明細書(BILL)、オンボードクレジット明細書と併せて「返金口座お伺い書」を郵送いたします。

※最終の請求明細書(BILL)、オンボードクレジット明細書のお届けは、ご旅行終了後2～3週間ほどお待ち願います。

※クーポンとして付与されたオンボードクレジットはクルーズ終了時に消滅し、返金や次回クルーズへの充当はできません。

※最終精算後にオンボードクレジット残高が残っているお客様で、Voyage121以降のクルーズにお申し込みの場合、その残高はご旅行代金の一部として充当されます。クルーズ出航時に残高を超過した分については、オンボードクレジットにチャージされます。

2025年8月
株式会社ジャパングレイス

送付先住所変更届出書

PEACE BOAT Voyage120

ID 番号 _____ お名前 _____

郵便番号 _____

ご住所 _____

送付先ご住所変更届出書

処理コード: _____